

# 公拡法第5条の手続きについて

(公有地の拡大の推進に関する法律)

地方公共団体等に、次の土地の買取りを希望する場合、買取希望日の3週間前までに申し出が必要です。

都市計画区域内の土地 200㎡以上

## 【必要な書類】

土地買取希望申出書 2部 ※押印は不要です

〔添付書類〕各2部（1部はコピー可）

(1) 位置図（1/10, 000）

市のホームページで公開している都市計画図(倉敷市統合型GIS)を利用し、「用途地域」、「都市施設」を表示させて、当該土地を赤線で囲むこと。

(2) 平面図（1/2, 500）

市のホームページで公開している都市計画図(倉敷市統合型GIS)を利用し、「用途地域」、「都市施設」を表示させて、当該土地を赤線で囲むこと。

(3) 公図の写し

当該土地の全体が表示されていること。

範囲が広大な場合には、複数枚になっても構いません。

(4) 土地登記簿の写し

(5) 委任状 ※押印は不要です

代理の方が届出をされる場合は必要です。

・土地所有者が複数いる場合

全員の連名で提出してください。

・土地所有者が死亡している場合

相続関係を明らかにする書類を添付して、当該土地の相続人が届け出をしてください。

(なるべく、相続登記完了後に申出をする方が望ましい。)